

平成 19 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名：株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
（コード：4314 大証ヘラクレス）
代表者名：代表取締役社長 金子 修
問合せ先：広報 中島 弘樹
（ T E L : 03-6215-9587 ）

株式会社テーオーシー株式に対する公開買付条件等の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 27 日開催の取締役会において、株式会社テーオーシー（東証 第一部上場コード番号 8841）の株式を対象として実施している公開買付開始公告に係る買付条件等の変更を下記のとおり行なうことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの内容

- | | |
|------------------|--|
| （1）対象者の名称 | 株式会社テーオーシー |
| （2）買付け等を行う株券等の種類 | 普通株式 |
| （3）買付け等の期間 | 平成 19 年 5 月 21 日（月）から
平成 19 年 7 月 18 日（水）まで（42 営業日） |

2. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

（変更前）

（前略）

先に提示されたオオタニファンド提案の買付価格は平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準としたプレミアムが公表されておりますが、同様に平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準とすると、本公開買付けの買付価格は、これに約67.9%のプレミアム、平成 19 年 4 月 5 日の終値 760 円を基準とすると約44.7%のプレミアム、平成 19 年 5 月 17 日の終値 1,076 円を基準とすると約2.2%のプレミアムを加えた金額となり、対象者株主の皆様には、豊富な不動産投資運営実績を有する公開買付者による、対象者の現在の正当な株主価値を享受できる機会を広く平等に与えられることとなります。また、本公開買付けの買付価格の1,100円は、対象者株式の近年における最高値の水準となりますので、対象者株主の皆様非常に有利な売却機会を提供することになるものと考えております。

(中略)

なお、公開買付者の連結子会社であるアルグループは対象者株式の議決権の 10.02%を保有しておりますが、同社はこのうちの一定程度の株式を本公開買付けに応募すること及び共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに基本的に合意しております。

本公開買付けにおける買付予定数は68,440,500株（発行済株式総数の50.001%）であり、応募株券等の数の合計が買付予定数（68,440,500株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数（68,440,500株）及び超過予定数（1,559,500株、以下「超過予定数」といいます。）の合計（70,000,000株、以下「買付予定総数」といいます。）を超えるときは、その超過部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、証券取引法第 27 条の 13 第 5 項に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。公開買付者は、平成 19 年 4 月 25 日付書面で、対象者の経営陣の方々のご賛同を条件として、上限を設定していない公開買付けを行うことをご提案していましたが、対象者の経営陣の方々からはご賛同を頂けていないことから、本公開買付けにおいては上記の通り上限を設定し、対象者の総議決権の過半数を取得し、対象者を公開買付者の子会社とすることを旨とするに致しました。

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。

(変更後)

(前略)

先に提示されたオオタニファンド提案の買付価格は平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準としたプレミアムが公表されておりますが、同様に平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準とすると、本公開買付けの買付価格は、これに約99.7%のプレミアム、平成 19 年 4 月 5 日の終値 760 円を基準とすると約72.1%のプレミアム、平成 19 年 5 月 17 日の終値 1,076 円を基準とすると約21.6%のプレミアムを加えた金額となり、対象者株主の皆様には、豊富な不動産投資運営実績を有する公開買付者による、対象者の現在の正当な株主価値を享受できる機会を広く平等に与えられることとなります。また、本公開買付けの買付価格の1,308円は、対象者株式の近年における最高値の水準となりますので、対象者株主の皆様非常に有利な売却機会を提供することになるものと考えております。

(中略)

なお、公開買付者の連結子会社であるアルグループは対象者株式の議決権の 10.02%を保有しておりますが、同社はこのうち議決権の約 4.99% (6,796,500株)の株式を本公開買付けに応募すること及び共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに基本的に合意しております。

本公開買付けにおける買付予定数は61,597,000株（発行済株式総数の45.00%）であり、応募株券等の数の合計が買付予定数（61,597,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数（61,597,000株）及び超過予定数（17,403,000株、以下「超過予

定数」といいます。)の合計(79,000,000株、以下「買付予定総数」といいます。)を超えるときは、その超過部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、証券取引法第27条の13第5項に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。公開買付者は、平成19年4月25日付書面で、対象者の経営陣の方々のご賛同を条件として、上限を設定していない公開買付けを行うことをご提案しておりましたが、対象者の経営陣の方々からはご賛同を頂けていないことから、本公開買付けにおいては上記の通り上限を設定し、対象者の総議決権の過半数を取得し、対象者を公開買付者の子会社とすることを旨とするに致しました。

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。特に、対象者の創業者一族及びその関連企業等の大株主が本公開買付けに応募されず、引き続き株券等を保有された場合は、本公開買付けの決済がなされた後の当該事業年度末日における対象者株式の分布状況及び当該事業年度に関する対象者有価証券報告書における対象者株式の分布状況等の記載内容によっては証券取引所の上場廃止事由に該当することが予想されます。したがって、本公開買付けをきっかけとして対象者による証券取引所への上場が廃止された場合は、本公開買付けに応募されない対象者の株主は、その所有する対象者の株式を売却することが困難となる可能性があります。

2. 公開買付けの内容

(4) 買付け等の価格

(変更前)	1株につき金1,100円
(変更後)	1株につき金1,308円

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株式に換算した買付予定数	68,440,500株
株式に換算した超過予定数	1,559,500株
株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計	70,000,000株

(注1) 応募株券の総数が買付予定数(68,440,500株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(68,440,500株)及び超過予定数(1,559,500株)の合計である買付予定総数(70,000,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(変更後)

株式に換算した買付予定数	61,597,000株
株式に換算した超過予定数	17,403,000株
株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計	79,000,000株

(注1) 応募株券の総数が買付予定数(61,597,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(61,597,000株)及び超過予定数(17,403,000株)の合計である買付予定総数(79,000,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得しない前提で計算しております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合

(変更前)

51.40%

(注1) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成18年12月22日提出の第41期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」並びに(7)及び(8)の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の単元未満株式数(但し、対象者の自己株式数285株を控除した808,067株)に係る議決権の個数である1,616個)を加えて、「対象者の総議決権の数」を272,376個として計算しています(対象者の単元株式数は500株です。)

(注2) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。(7)及び(8)においても同様です。

(変更後)

58.01%

(注1) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成18年12月22日提出の第41期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」並びに(7)及び(8)の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の単元未満株式数に係る議決権の個数である1,616個)を加えて、「対象者の総議決権の数」を272,376個として計算しています(対

象者の単元株式数は 500 株です。) なお、対象者が保有する自己株式に係る議決権 1,382 個 (691,285 株) については、応募がなされない前提で計算しております。

(注 2) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。(7)及び(8)においても同様です。

(8) 買付等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(変更前)

公開買付者 51.40% 合計61.42%

(注) 合計には、公開買付者が特別関係者であるアルグループの所有株券等に係る議決権の数 (27,279 個) の全てを買い付けなかった場合における割合を記載しています。
なお、公開買付者がこれらの全てを買い付けた場合における割合は 51.40% となります。

(変更後)

公開買付者 58.01% 合計64.98%

(注) 合計には、特別関係者であるアルグループが公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式 6,796,500 株の応募を行い、かつ、特別関係者が応募しない株式数 6,843,000 株、公開買付者が保有する株式数 500 株及び対象者が保有する自己株式数 691,285 株を除く全ての対象者の発行済株式につき応募がなされ、証券取引法第 27 条の 13 第 5 項に規定するあん分比例の方式により公開買付者が買付予定総数を買い付けた場合における割合を記載しております。
なお、対象者が保有する自己株式数 691,285 株につき応募がなされた場合においては、上記の方法により計算した割合は 64.66% となります。

(14) その他の買付け等の条件及び方法

(変更前)

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の総数が買付予定数 (68,440,500株) に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定総数 (70,000,000株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(後略)

(変更後)

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の総数が買付予定数 (61,597,000株) に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定総数 (79,000,000株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び

府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の
決済を行います（各応募株券等の数に 1 单元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の
方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）
（後略）

- 3．当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の取扱い
当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて売付け等をされた株券等についても、変更後の買付
条件等により買付を行いません。

以上